国土交通省

記者発表資料

平成２０年１１月 ６日
国土交通省　東北運輸局
〃　東北地方整備局

「バリアフリー基本構想策定支援セミナー」を開催します
～市町村のバリアフリー整備を支援～

国土交通省東北運輸局および東北地方整備局では、高齢者・障がい者などの社会参加を支援するため、旅客施設、道路等施設のバリアフリー化を促進しています。

バリアフリー新法※による市町村の「基本構想策定」を支援し、地域におけるバリアフリー整備を促進するため、セミナーを開催します。

１．日　時
平成２０年１１月１１日（火）　１３：３０～１６：００

２．場　所
仙台第三合同庁舎　二階大会議室
（仙台市宮城野区五輪一丁目３－１５）

３．プログラム
基調講演：「超高齢社会におけるバリアフリー」
東北工業大学准教授　石 井　敏　氏
講　　演：「基本構想の策定について」
山形市企画調整部長　榎 森　正 志　氏
「バリアフリー施設整備の取り組みについて」
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社
総務部企画室企画課長　鈴 木　万寿夫　氏
「基本構想策定促進について」
国土交通省総合政策局安心生活政策課
交通バリアフリー政策室長　石島　徹

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）

《発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会》

《問い合わせ先》
東北運輸局交通環境部
消費者行政・情報課　　小坂、伊藤
℡：０２２－７９１－７５０４
東北地方整備局企画部企画課　　岩﨑、大場（内線３１５５）
℡：０２２－２２５－２１７１（代表）

【参考資料】

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等（福祉タクシーの基準を追加）

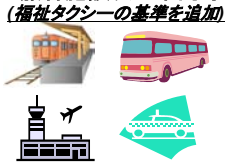

道路



路外駐車場



都市公園



建築物（既存建築物の基準適合努力義務を追加）



○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務　　等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

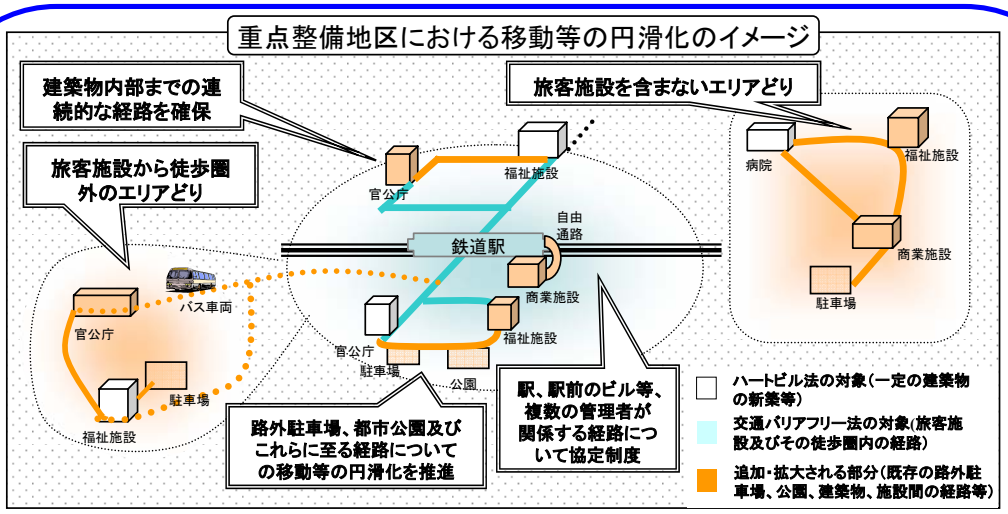

○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設　　等